

警告 持ち去りは犯罪です!

この集積所へ出された資源ごみ(アルミ缶・紙類等)は、持ち去り禁止です。

条例で、所有権は町のものとなり、持ち去りをした場合は、犯罪行為(窃盗罪)となり法律により罰せられることがあります。

発見した時は、警察へ通報します。

東浦町環境課・半田警察署